

公益社団法人 京都府歯科衛生士会定款施行規則

(目 的)

第1条 この規則は定款第46条の規定に基づきこれを定める。

(入会金、会費及び負担金の徴収及び納入)

第2条 会費は定款第6条、第7条に規定する入会金、会費及び負担金は別段の定めのあるものを除き、その年度の開始までに前納するものとする。

第3条 徴収した会費は100%を限度として公益目的事業以外にあてることができる。

(準会員の構成)

第4条 定款第5条に規定する準会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 予備会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員

(予備会員)

第5条 予備会員はこの法人の目的及び事業に賛同し、入会した歯科衛生士であり、入会の日から最初の事業年度終了までを期限とする。ただし、2年以上続けて予備会員となることはできない。

2 予備会員は予備会員登録期間中及び登録期間終了後に入会する場合は、京都府歯科衛生士会の入会金を免除する。

3 予備会員は歯のひろば及びそれに準ずる事業以外の報酬を得られる事業には申込み、参加することはできない。事業年度をまたがって事業に申込み、参加するためには登録年度の会費を支払わなければならない。

(学生会員)

第6条 学生会員は歯科衛生士学校、短期大学、大学等の歯科衛生士養成機関及び大学院等の教育課程在籍者で、この法人の目的に賛同するものとする。

2 学生会員が卒業時から引き続き正会員として本会に入会する場合は、京都府歯科衛生士会の入会金を免除する。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は本会の活動に賛同する企業・団体・個人であり、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会広報誌の無料配布
- (2) 本会事業案内の無料配布
- (3) 広報誌への広告掲載
- (4) その他必要に応じ、賛助会員が実施する事業への協力

(支 部)

第8条 本会における支部は別表の通りとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

北 支部	上京支部	中京支部	下京支部	南 支部
左京支部	東山支部	山科支部	右京支部	西京支部
伏見支部	舞鶴支部	丹後支部	乙訓支部	宇治久世支部
山城支部	丹波支部			